

伊奈町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、伊奈町総合振興計画における人権尊重の理念に基づき、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の形成を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者及びその双方又は一方の子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）（以下「子等」という。）その他町長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、町長に対し、これを表明することをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 成年であること。

(2) 町内に住所を有している又は町内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者との間に現にパートナーシップの関係がないこと。

(4) 宣誓しようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。

2 ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、前項各号の要件を満たすパートナーシップにある者及びその双方又は一方の子等とする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、町職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び町職員の立会いの下で、これを代書させることができる。（次項及び第7条から第10条までの規定による届出についての代書も同様とする。）

(1) 住民票の写し（町内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) ファミリーシップの宣誓を行う場合は、宣誓に係る子等の戸籍謄本その他親子関係が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 ファミリーシップを宣誓する場合において、当該宣誓に係る子等が町職員の面前で宣誓をすることができない事由があると町長が認めるときは、その者のファミリーシップの宣誓は、あらかじめその者が当該事由を自書した宣誓書を、当事者のうち他の者に持参させる方法により、宣誓することができるものとする。ただし、その者が当該事由を自書することができないときは、当事者のうち他の者が代書することができるものとする。

3 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、町長に対し、伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（第4号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて町長に届け出なければならない。

(証明書の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（第5号様式）を町長に提出し、証明書を返還しなければならない。

(1) パートナーシップの宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) パートナーシップの宣誓者の一方が死亡した場合

(3) パートナーシップの宣誓者の一方又は双方が町外に転出した場合（一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において証明書を用いる場合を除く。）

(4) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合

2 町長は、前項の規定にかかわらず、同項第2号に該当する場合において、ファミリーシップの宣誓者がファミリーシップの継続を希望するときは、前条に規定する宣誓事項変更届及び町長が必要と認める書類の提出により、その宣誓者に係るファミリーシップの宣誓を継続させることができるものとする。

（自治体間での連携）

第10条 本町に転入した者がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した自治体（以下「締結自治体」という。）からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等（以下「締結自治体証明書」という。）の交付を受けている場合において、転入後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップを継続するときは、証明書の交付を受けることができるものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第6号様式）

(2) 締結自治体証明書等

(3) 第4条第1項第1号に掲げる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 転入宣誓者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

4 町長は、転入宣誓者から第2項に規定する書類の提出があった場合において、当該転入宣誓者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該転入宣誓者に対し、第6条に規定する証明書を交付するものとする。

5 町長は、前項の規定により、転入宣誓者に証明書を交付したときは、当該転入宣誓者の同意に基づき、転入元締結自治体に対し、伊奈町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告に係る通知書（第7号様

式) に第 2 項に掲げる書類の写しを添えて、証明書の交付の事実を通知するものとする。

6 前 3 条の規定は、転入宣誓者について準用するものとする。

7 町から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続きを行い、転出先締結自治体から通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。

(周知啓発)

第 1 1 条 町は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で適切な対応が行われるよう周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和 3 年要綱第 3 号)

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年要綱第 6 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。